モエレ沼公園野球場 管理運営業務仕様書

第 1 モエレ沼公園野球場について 1
1 モエレ沼公園野球場の位置づけと設置目的、目指す成果1
2 モエレ沼公園野球場の管理運営上の課題、基本的方向性1
(1) 管理運営上の課題
(2) 管理運営の基本的方向性
第 2 施設の管理運営業務等に関する基本的方針2
第3 管理物件及び管理の基準2
1 管理物件2
2 管理の基準2
(1) 使用の期間及び時間 2
(2) 使用の承認について 3
(3) 利用の制限に関する事項 3
(4) 個人情報の保護に関する法律の適用について3
(5) 札幌市情報公開条例の適用について3
(6) 札幌市行政手続条例の適用について3
(7) 札幌市オンブズマン条例の適用について4
(8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例の適用について4
(9) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の適用について4
(10) その他
第4 業務の内容と要求水準5
1 総括管理業務5
(1) 管理運営業務の基本方針 5
(2) 平等利用の確保 5
(3) 地球温暖化対策及び環境配慮の推進5
(4) 管理運営組織の確立 6
(5) 管理水準の維持向上に向けた取組7
(6) 第三者に対する委託業務等の管理8
(7) 札幌市及び関係機関との連絡調整等8
(8) 財務

(9)	苦情対応	10
(10	)記録・モニタリング・報告・評価	. 10
2	施設・設備等の維持管理に関する業務	. 14
(1)	総括的事項	14
(2)	施設・設備等の維持に関する	. 15
(3)	防災業務	18
3	事業の計画及び実施に関する業務	. 19
4	施設の利用等に関する業務	. 20
(1)	受付カウンター業務	. 20
(2)	使用等の承認等に関する業務	. 20
5	管理運営業務に付随する業務	. 21
(1)	広報業務	22
(2)	公務視察対応	22
(3)	引継ぎ業務	22
(4)	その他モエレ沼公園野球場の管理業務に付随する一切の業務	. 22
第	5 その他	22
1	自主事業の実施について	. 22
(1)	一般的事項	22
(2)	承認要件	22
(3)	自主事業に関する経理	. 23
(4)	自主事業に係る専用利用料金について	. 23
(5)	承認の取消について	. 23
(6)	目的外使用許可について	. 23
2	改修工事・大規模修繕について	. 23
3	その他	23

### 第1 モエレ沼公園野球場について

## 1 モエレ沼公園野球場の位置づけと設置目的、目指す成果

モエレ沼公園は、自然、歴史、文化を活かしつつ、都市のみどりとオープンスペースを確保し、市民のふれあいや休息、スポーツ・レクリエーション活動など公共の福祉の増進を図ることを目的として設置した施設である。

また、札幌市は市民の心身の健全なる発達及び体育の普及振興を図ることを目的として各体育施設を設置しているほか、都市公園条例により設置されている公園においても、各種の体育施設を設置しており、モエレ沼公園野球場は、この目的を達成するための重要な施設として位置づけられている。

また、札幌市においては、スポーツ実施率や競技レベルの向上、共生社会の実現を目指した障がい者スポーツの普及振興に取り組んでおり、施設の管理運営を通じては、以下の成果をあげることを目指している。

- (1) 施設の水準維持のために必要な整備休場以外は、最大限市民利用に供すること。
- (2) 既にスポーツを行っている者にとっては、その活動成果を発表する場となること (大会の開催で利用される等)。
- (3) 未だスポーツを行っていない者にとっては、きっかけづくりの場となること(初心者対象の教室が実施される等)。
- (4) 障がいのある方が利用しやすい体育施設となること。

## 2 モエレ沼公園野球場の管理運営上の課題、基本的方向性

モエレ沼公園野球場は、上記の目的の達成に向け、下記(1)のとおり運営上の課題がある。 このため、指定期間におけるモエレ沼公園野球場の管理運営は、下記(2)に記載する項目 に沿って行うものとする。

#### (1) 管理運営上の課題

- ア 新設の施設であることから、市民の認知度が低いこと。
- イ 特に競技団体が主催する各種大会等について、開催数や規模の関係及び競技の特殊 性からも市内の実施場所が限られること。
- ウ 利用者のニーズは健康増進から競技力向上まで多種多様なものがあるものの、競技 スポーツを実施できる場所は公共施設が主であること。
- エ 障がい者スポーツやニュースポーツ、レクリエーションなど多種多様なものが存在 し、それらの活動の場も限られていること。

## (2) 管理運営の基本的方向性

- ア 市民へのPRを進め、幅広い世代の市民が親しみやすい施設にする。
- イ 市内の硬式野球場間の連携と利用調整を行う。
- ウ 競技スポーツの実施場所としての機能を維持する。
- エ 多様な競技種目とニーズに対応することを基本とし、施設利用の可否判断は施設設備へ与える影響に留意する。

## 第2 施設の管理運営業務等に関する基本的方針

モエレ沼公園野球場の管理運営に当たっては、次の基本方針に沿って行うこと。

- (1) 札幌市の公の施設であることを常に念頭におき、市民の福祉の増進に努め、市民の公平な利用に供するよう管理運営を行うこと。
- (2) 施設の設置目的等に資するよう適切な管理運営を行うこと。
- (3) 札幌市のスポーツ施策との整合性を図りながら施設の管理運営を行うこと。
- (4) サービス水準の維持向上に努め、安定的かつ継続的なサービスの提供がなされるよう管理運営を行うこと。
- (5) 利用者や地域住民の声を常に把握し、施設の管理運営に反映させること。
- (6) 最少の経費で最大の効果を上げるよう管理運営の効率化に努めること。

## 第3 管理物件及び管理の基準

## 1 管理物件

施設の名称	モエレ沼公園野球場
施設の所在地	募集要項のとおり。
施設の設置目的	市民の心身の健全なる発達及び体育の普及振興を図ることを目的とする。
建物の構造等	募集要項のとおり。

#### 2 管理の基準

## (1) 使用の期間及び時間

( )	11: 1: 1: 1		
1.5	最沒	使用期間及び時	間
<i>)</i>	型政治	期間	時間
	競技場	4月29日から10月15日まで	
モエレ沼公園野球場	練習場 (ブルペン)	通年(12月29日から翌年1月3 日までを除く。)	午前8時から午後8時まで
	多目的室	4月29日から10月15日まで	

- ※札幌市運動施設等管理規則(昭和32年規則第32号。以下「運動施設規則」という。)に 定めるとおり。
- ※特に必要があると認めるときは、臨時に使用期間若しくは供用時間を変更し、又は休場 日若しくは休場日を設け、若しくは変更することができる。
- ※管理運営業務の計画書に記載する提案により、使用期間若しくは供用時間を延長し、又は休場日を少なくすることができる。

#### (2) 使用の承認について

モエレ沼公園野球場の使用の承認は、下記の条例等に定めるところにより行うこと。

- ア 札幌市都市公園条例(昭和32年条例第3号。以下「条例」という。)
- イ 札幌市都市公園条例施行規則(昭和32年規則第33号)
- ウ 運動施設規則
- エ 札幌市公共施設予約情報システム受付要綱
- 才 有料運動施設優先使用要領
- 力 有料運動施設優先使用運用方針
- キ 札幌市都市公園条例に基づく許可審査基準

### (3) 利用の制限に関する事項

- ア 運動管理規則第5条第1項各号に定める場合には、利用を拒むことができる。
- イ 運動管理規則第5条第2項各号に定める場合には、使用承認等の条件を変更し、使 用の停止を命じ、又は使用承認等を取り消すことができる。
- ウ 運動管理規則第5条第3項に定める場合には、施設からの退場を命じることができる。

## (4) 個人情報の保護に関する法律の適用について

指定管理者には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第4章の規定のほか、施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関しては同法第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により札幌市と同様の安全管理措置義務を負う。

また、同法第33条第1項の規定による開示の請求、第34条第1項の規定による訂正の請求及び第35条第1項の規定による利用停止等の請求があったときは、同法の定めるところにより適正に対応するとともに、札幌市から施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の提出の要求があった場合は、速やかにこれに応じること。

### (5) 札幌市情報公開条例の適用について

指定管理者には、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)第22条の2の規定により、情報公開の努力義務が課せられるほか、札幌市から管理運営業務等に関する文書等の提出の要求があった場合には、これに応じること。

なお、情報公開に係る事務処理については、札幌市指定管理者情報公開要綱(平成 15 年 12 月 15 日助役決裁)及び札幌市出資団体等情報公開要綱(平成 12 年 3 月 30 日市長決裁)に定めるところにより行うこと。

## (6) 札幌市行政手続条例の適用について

- ア 指定管理者は、札幌市行政手続条例(平成7年条例第1号)第2条第4号の「行政 庁」に該当するため、使用承認等の行政処分は、同条例の定めに従って行うこと。
- イ 使用承認等の審査基準及び標準処理期間を定める場合は、札幌市の基準等に準じた 内容とし、札幌市に届け出ること。
- ウ 使用承認の取消し等の不利益処分を行う場合において意見陳述のための手続を行う ときは、札幌市に対して事前に通知し、手続終了後に経過及び結果について報告する こと。

エ 聴聞の手続に関する必要な事項について、札幌市聴聞等に関する規則(平成6年規則 第51号)に準じた内容の聴聞規則等を定め、札幌市に届け出ること。

### (7) 札幌市オンブズマン条例の適用について

指定管理者は、札幌市オンブズマン条例(平成12年条例第53号)第20条の規定により、オンブズマンが、苦情等の調査のため必要があると認めたときに実施する質問、事情聴取又は実地の調査について協力するよう努めること。

## (8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例の適用について

指定管理者は、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。)第6条の「事業者」、第7条第2項の「公共事業等に係る契約の相手方」にあたることから、条例の基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力すること。具体的な取組については、以下の通り。

- ア 施設が暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律 第77 号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとする。なお、施設利用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)や暴力団関係事業者(暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者をいう。以下同じ)などであるかどうか確認が必要な場合は、「暴力団の排除にかかる照会事務マニュアル」に従って必要な対応を行うこととし、その際は、原則、札幌市に相談し、その指示に従うこと。
- イ 協定に関連する契約(第三者への委託、物品調達等)について暴力団員や暴力団関係事業者を相手方としないこととする。また、既に締結している契約の相手方が暴力団員又は暴力団関係事業者であると判明した場合、直ちに札幌市に報告し、その指示に従うこと。既に締結した契約の相手方又はこれから契約を締結しようとする相手方が暴力団員又は暴力団関係事業者であるかどうか確認が必要な場合は、「暴力団の排除にかかる照会事務マニュアル」に従って対応することとし、その場合は、原則、札幌市に相談し、その指示に従うこと。

#### (9) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の適用について

指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)における「民間事業者」の区分に該当し、「障がい者への合理的配慮」について努力義務を課されているが、指定管理者は公の施設の管理を通じて市民サービスに直結した業務を担っていることを踏まえ、法的義務を課されている国・地方公共団体等行政機関である札幌市に準じた対応を行うこと。具体的な取組については、「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針」(対応方針)及び「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領」(接遇要領)を参照すること。

### (10) その他

ア 管理運営業務等を行うに当たり、第三者への委託、物品の調達等を行う場合は、

札幌市内の企業等の積極的な活用に努めること。

- イ 管理運営業務等を行うに当たり、職員の雇用、第三者への委託、物品の調達等を 行う場合は、障がい者の積極的な雇用など福祉施策への取組に努めること。
- ウ 第三者への委託、物品の調達に係る支払は「政府契約の支払遅延防止等に関する 法律」第6条に準拠するよう努めること。

## 第4 業務の内容と要求水準

モエレ沼公園野球場の業務の内容と業務毎の要求水準は、以下のとおりとする。 なお、以下に記載する項目のうち、業務の計画を作成することとしているものについて は、札幌市と協議の上、その内容を決定する。

#### 1 総括管理業務

サービス水準の向上及び経費の節減に向けた適切な管理運営を確保するため、各業務の 全体を統括する。

なお、各業務の具体的内容は、以下のとおりとする。

### (1) 管理運営業務の基本方針

モエレ沼公園野球場の管理運営に関して、指定管理者としての基本方針を策定する。 ◇要求水準

ア モエレ沼公園野球場の管理運営に関して、第1で挙げた施設の設置目的及び基本的 方向性、機能を実現するとともに、市民サービスの向上、経費の縮減を図る上での基 本方針を明確化すること。

イ 施設運営の透明性を確保するよう特に留意すること。

#### (2) 平等利用の確保

モエレ沼公園野球場における平等利用を確保するための方針及び取組項目を明確化し、 各取組を実施する。

#### ◇要求水準

上記方針及び取組項目として明確化する内容には次の内容を含むこと。

- ・平等利用を確保する上での指定管理者としての基本的な方針
- ・上記方針を具体化する上での統括責任者の役割、職員の心構え
- ・モエレ沼公園野球場において不当な差別的取扱いに該当するおそれのある行為等
- ・これらの行為等を発生させないように組織として対応する取組項目
- その他、平等利用確保に際しての留意事項等
- ※平等利用の基本的な考え方については、地方自治法第244条第3項、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱第5-3-(1)、及び第1に記載したモエレ沼公園野球場の設置目的、位置づけを参照すること。

## (3) 地球温暖化対策及び環境配慮の推進

管理業務等を行うに当たっては、札幌市環境マネジメントシステムを通じて、地球温暖化対策及び環境配慮の推進に努めること。

◇要求水準

- ア エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)を遵守し、モエレ 沼公園野球場におけるエネルギー使用を適切に管理し、その合理化を進めること。
- イ 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- ウ ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- エ 清掃に使用する洗剤等は、環境に配慮したものを使用し、極力節約に努めること。
- オ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転に心掛けること。
- カ 管理運営業務等に係る物品及び役務の調達に当たっては、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- キ 業務に係る従業員に対し、環境マネジメントに関する研修を行うこと。
- ク 業務に係る環境法令を確実に遵守できる体制を確立すること。
- ケ 省エネルギーに係る業務計画として、管理業務の開始後速やかに次の資料を作成し、 札幌市に提出するほか、毎年度、別紙1に示す報告書類を提出すること。
  - ・工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成 21 年 3 月 31 日経済産業省告示第 66 号)に規定する各管理標準
- コ 施設の電力については、特別な事情がない限り、札幌市電力の調達に係る環境配慮 要綱で定める「環境配慮評価基準」を満たす小売電気事業者より、調達すること。 また、可能な限り再生可能エネルギー電気の調達に努めること。

#### (4) 管理運営組織の確立

## ア 責任者の配置、組織の整備

モエレ沼公園野球場の管理運営業務に関して統括的に責任を負う者(以下「統括責任者」という。)を1名配置するとともに、その職務代理者を定める。また、モエレ沼公園野球場の管理運営業務を適切に行い得る組織を整備・維持し、その内容を一覧できる組織図を作成する。

#### ◇要求水準

- (ア) 統括責任者は、自ら定めた管理運営の基本方針の具現化を始めとして、札幌市と 指定管理者との協議、必要な報告、その他本仕様書に示す業務の全体(以下「本業 務」という。)を統括するとともに、本業務に関する札幌市その他との対外的な協議 等について、責任を持って一元的に対応すること。
- (4) 職務代理者は、統括責任者がその職務を担えなくなった際に、統括責任者を代理すること。
- (ウ) 組織の整備に当たっては、本仕様書に示す各業務の分担、指揮命令系統、緊急時 の連絡系統その他の必要な内容を規定すること。

## イ 従事者の確保、配置

モエレ沼公園野球場の管理運営業務を適切に行うために必要な従事者(以下「職員」 という。)を確保する。また、職員の配置計画を作成し、各職員に業務を割り当て、 アで整備した各組織に配置すること。

職員の賃金については、収支計画書(募集要項 様式4-4)に記載した最低時給額を下回らないこと。ただし、北海道の最低賃金額がこれを上回る場合には、当該金額を最低額とする。

#### ◇要求水準

管理運営の開始日以降指定期間の満了日に至るまで、本業務に必要な職員を、職員の休暇等の場合も含め業務に支障が生じないように確保し、当該職員が担当する業務内容を明確にしたうえで、適切な担当部署に配置すること。

また、職員の配置にあたっては、人事異動等により募集要項7-(4)に示す有資格者が不在となることのないよう留意すること。

#### ウ 人材の育成

業務に支障が生じないよう万全を期するため、職員に対して、業務上必要とされる 研修、指導教育(以下「研修等」という。)を実施する。

研修等は、各年度の実施計画(以下「研修計画」という。)に基づき実施する。なお、 研修等は、指定管理者が自ら行うものの他、公的機関その他の組織が行う研修等に従 事者を派遣して行うことも可能とする。

#### ◇要求水準

- (ア) 研修等を通じて、職員が割り当てられた業務を完全に理解し、その実施に支障が生じない状況を確保すること。なお、理解すべき内容としては、少なくとも次の内容を含むものであること。
  - ・各職員が行うべき業務の内容及び責任、利用者への接遇、業務上遵守すべき関係法令・条例・規則等の規定内容、防火・防災対策、環境への配慮、その他業務に必要な知識や技術、心構え等
- (イ) 研修計画には、次の内容を含むこと。
  - ・研修等の実施方針
  - ・研修等の実施項目、各項目の概要及び実施スケジュール

## エ 労働関係法令の遵守、雇用環境の維持向上

モエレ沼公園野球場における市民サービスの水準を維持向上させるとともに、雇用の確保を図るため、職員の雇用に関する関係法令を遵守し、必要な規定の作成や届出等を行うとともに、雇用環境の維持向上に努める。

#### ◇要求水準

- (ア) 職員の雇用に関しては労働基準法、労働安全衛生法、労働契約法その他の労働 関係法令を遵守し、就業規則その他の必要な規程等を整備するとともに、必要な 届出を監督官庁に行うこと。
- (4) 職員に対する給与、賃金等の支払を適切に行うこと。
- (ウ) 職員が市民サービスの向上や管理経費の縮減に意欲を持って取り組めるよう、 安全衛生やコミュニケーションを含め、十分な労働環境を整えること。

## (5) 管理水準の維持向上に向けた取組

モエレ沼公園野球場の利用者のニーズに柔軟に対応するとともに、安全性、効率性、 その他モエレ沼公園野球場の管理水準を維持向上させていくため、組織内では常に情報 を共有するとともに、各業務について見直しを行い、改善を図る。

また、職員には、公共施設に勤務する職員であることを自覚させ、市民に接するときには、誠意ある対応をさせること。

#### ◇要求水準

- ア 情報の共有方法を明確化し、必要な情報を職員が十分に把握していること。
- イ 業務の見直しを行う方法を明確化し、定期的に見直しを行うこと。特に、事故防止 については、見直し、改善を含め、日常的に組織として取り組むこと。

#### (6) 第三者に対する委託業務等の管理

### ア 第三者に対する委託業務等における適正の確保

募集要項 3- (10) -ウに示す第三者に対する委託の実施に当たり、適正を確保する。 ◇要求水準

- (ア) 第三者に対する委託を行う場合には、相手方となる事業者(以下「受託者」という。)が、委託した業務の履行に当たりモエレ沼公園野球場の管理運営における市民サービスの向上について配慮するとともに、利用者の安全を十分に確保するよう仕様等を作成すること。
- (4) 第三者に対する委託は指定管理者の責任において行うものであることについて、 受託者の十分な理解を確保すること。

## イ 第三者に対する委託の相手方となる事業者への適切な監督、履行確認

受託者に対しては、指揮監督を徹底するとともに、必要な履行確認を行う。

#### ◇要求水準

- (ア) 受託者との契約に当たり、受託者に対して必要な指揮監督を行う部署及びその 責任者並びに受託者側の責任者を明確にし、指揮命令系統及び連絡体制を確立す ること。
- (イ) 委託した業務が当該契約に基づき適切に履行されるよう、必要な指導、指示、 検査及び確認を行うこと。
- (ウ) 受託者に対し、委託した業務に関連する労働関係法令を遵守するよう、適切な 監督、指導を行うこと。
- (エ) 受託者に対して、モエレ沼公園野球場の業務を行うために必要な従事者の法令 遵守状況及び労働環境(賃金、労働時間、各種保険の加入状況、健康診断の実施 状況等)に関わる情報提供を求めること。ただし、個人情報保護の観点等から情 報の収集が困難な場合は、その状況、経緯等について札幌市に報告を行い必要な 指示を仰ぐこと。

#### ウ 協定に関連する契約の相手方からの暴力団員又は暴力団関係事業者の排除

暴力団員又は暴力団関係事業者を協定に関連する契約の相手方としないために、必要な対応を行う。

#### ◇要求水準

募集要項3-(8)-イに定める対応を行うこと。

## (7) 札幌市及び関係機関との連絡調整等

#### ア 札幌市との連絡調整

札幌市、指定管理者、利用者団体等で構成するモエレ沼公園野球場運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。協議会においては、管理運営業務の状況の報告、管理運営水準の維持向上に向けた協議を行う。

### ◇要求水準

- (ア)協議会は指定管理者の主催により指定期間中3か月に1回程度開催すること。
- (4) 協議会の運営は指定管理者が行うこと。また、協議会では以下の項目について

協議等を行うこと。

- ・本業務の報告とモエレ沼公園野球場の管理運営上の問題点や改善に関する事項
- ・施設の管理運営に係る各種規程、要綱、マニュアル等を新たに作成する場合の 概略
- ・本仕様書において協議会での協議を必要とする旨が記載されている項目
- ・モエレ沼公園野球場の市民サービスや管理水準の維持向上に向けた取組み
- ・その他、協議を必要とする項目
- (ウ) 協議会の内容は記録するとともにその要旨を札幌市に確認すること。また、必要に応じてその要旨を施設内で閲覧できるようにすること。

## イ 関係機関との連絡調整

本業務の遂行に当たり、利用者団体、地元自治会その他の関連する団体、組織、機関等との良好な関係を維持するとともに、必要に応じ連絡調整を行う。

#### ◇要求水準

- (ア) 指定期間開始後4週間以内に、本業務の円滑な遂行に関して必要となる関係機関等の一覧表を作成し、当該内容について札幌市に確認すること。
- (イ) 確認後、必要な関係機関等との関係の構築を速やかに行うとともに、連絡調整 を適宜行うこと。

### ウ 指定管理者の表示

指定管理者が行政庁としての行為を行う場合には、指定管理者であることを明らかにする。

#### ◇要求水準

本業務を行うに当たり、使用承認、承認取消その他の行政庁として行う行為(本来、 行政庁でなければ行うことができない行為)を行う場合において、団体名を表示する 必要があるときには、「モエレ沼公園野球場指定管理者(団体名)」と表示すること。

#### (8) 財務

## ア 資金管理

モエレ沼公園野球場の安定的かつ効率的な管理運営を確保するため、本業務に関する資金(協定書に定める管理費用、利用料金収入及びその他の収入。以下「管理費用等」という。)及び本業務とは別に指定管理者が札幌市の承認を得て施設において実施する事業等(以下「自主事業等」という。)に関する資金を適切に管理する。

#### ◇要求水準

- (ア) 本業務を行うに当たっては、指定管理者が行っている他の事業と経理を明確に 区分し、年度ごとに収支その他経理に関する記録等を整備すること。
- (4) 本業務に係る経費の収支については、他の事業と区分して管理すること。
- (ウ) 管理費用等の適切な管理を第三者による監査などの客観的な方法で点検・確認すること。
- (エ) 自主事業等の経費の管理については、第5-1-(3)に従うこと。

#### イ 現金等の適正な取扱い

管理費用等の現金等が不適切に取り扱われることのないよう、現金等の取扱いに関する規程(以下「現金等取扱規程」という。)を整備し、運用する。

### ◇要求水準

- (ア) 現金等取扱規程には、以下の項目を含むこと。なお、複数の規程類により各項目について規定していても差し支えない。
  - ・現金の取扱いに関する管理体制
  - 現金の取扱事務の運用手続
  - ・現金の保管方法
  - ・銀行口座の管理方法
  - ・金券類の管理等の適切な取扱い
  - ・付随する帳票、経理書類の様式
- (イ) 現金等取扱規定においては、現金等の取扱に関し事故、不祥事を未然に防ぐ仕 組みを構築し、運用すること。
- (ウ) 現金等の取扱いに関して、事故、不祥事等が発生した場合には、当該事実の内容を記録するとともに、速やかに札幌市に報告すること。

#### (9) 苦情対応

施設の管理に関する利用者その他の市民からの要望、苦情等(以下「苦情等」という。) に迅速かつ適切に対応し、その結果を札幌市に報告する。

#### ◇要求水準

- ア 苦情等への対応手続を文書により整備すること。また、職員が当該手続の内容を十分に理解していること。
- イ 苦情等を受け付ける担当部署を明確化し、利用者、その他必要な者に対して十分に 周知していること。なお、利用者等からの申し出があった場合には、当該担当部署と は異なる部署においても苦情等は受け付けること。
- ウ 苦情等を受け付けた場合は、その内容に応じて必要な対応を行うこと。
  - (ア) 指定管理者のみで対応が可能なものについては、適切な対応を行った上で、1か月 ごとに、まとめて札幌市に報告すること。
  - (4) 指定管理者のみでは対応が難しいもの又は札幌市の判断を要するものについては、 速やかに札幌市に相談し、その指示に従うこと。
- エ 市政に関し、指定管理者の業務には全く関わりのない苦情等があった場合には、速 やかに札幌市に報告すること。
- オ なお、札幌市は札幌市になされた苦情等の対応上必要と認めるときは、指定管理者 に対し報告を求め、現地を調査し、又は必要な指示を行う。

## (10) 記録・モニタリング・報告・評価

#### ア 記録

指定管理者は、本業務の実施に関する記録・帳簿等を整備、保管し、指定期間の満 了時や指定の取消時には、札幌市又は次期指定管理者に速やかに引き継ぐ。

#### ◇要求水準

以下の帳簿等を常に整備し、これらを5年間保管すること。ただし、5年が経過する前に、指定期間が満了し又は指定が取消された場合は、札幌市の指示に従い、札幌市又は次期指定管理者に速やかに引き継ぐこと。

- 事業日誌
- 管理運営業務に関する諸規程
- 文書管理簿
- 各年度の事業計画書及び事業報告書
- ・収支予算及び収支決算に関する書類
- ・金銭の出納に関する帳簿
- ・物品の受払に関する帳簿(別表1に記載する備品及びその他の備品で指定管理者 が調達したものについてそれぞれ明示し、その受払について記載したもの)
- ・以上のほか、別紙1に示す本仕様書に規定する業務に関する記録書類及び札幌市 が必要と認める書類

#### イ セルフモニタリング

指定管理者は、モエレ沼公園野球場の管理運営業務の実施状況及び利用者や地域住民、競技団体の声について、自ら監視・測定(以下「セルフモニタリング」という。)を行う。

#### ◇要求水準

- (ア) 業務の全体に関して、以下の内容を含むセルフモニタリングを行うこと。
  - a 利用者満足度の測定等
  - ・利用者アンケート調査を行い、施設利用者の施設利用に係る満足度等を測定するとともに、意見、要望等を把握する。
  - ・利用者アンケート調査は、公正な方法で行うこと。
  - ・利用者アンケート調査の調査項目については、事前に本市と協議を行うこと。
  - ・利用者アンケート調査には、モエレ沼公園野球場の利用による総合的な満足度、 第1で挙げたモエレ沼公園野球場が目指す成果の実現や、課題の解決等の進捗、 職員の接遇等を把握できる調査項目を盛り込むこと。
  - ・調査結果については、集計・整理後速やかに札幌市に文書及び電子データにより報告するとともに協議会においても報告し、モエレ沼公園野球場の利用者にも掲示等により周知すること。
  - ・調査に当たっては、個人情報の保護に関する法律の遵守を徹底すること。
  - ・総合満足度及び職員の接遇についての満足度に関する利用者アンケートについては、以下の通り実施すること。

#### <調査対象>

施設利用者(※なお、施設の性質に応じて、施設利用者から回答を得ることが 困難な場合は、利用関係者に対するアンケートとすることも差し支えない)

#### <調査標本数>

500人以上から回答が得られるよう努めること。

#### <調査頻度>

年に1回以上実施すること。

#### <質問及び選択肢>

・総合満足度に関するアンケート

質問: 当施設の総合的な満足度は次のどれに当てはまりますか。

回答選択肢 ア とても満足

イ まあ満足

ウ普通

エ 少し不満

才 不満

・職員の接遇についての満足度に関するアンケート

質問: 当施設の職員の接遇に関してどのように感じましたか。

回答選択肢 ア 大変良かった

イ まあよかった

ウ普通

エ あまりよくなかった

オ 悪かった

- b 要望等の整理、分析
- ・施設利用者、地域住民、競技団体、その他からの苦情や要望は、その内容に従い分類し、件数及び内容の傾向等を分析する。
- ・当該分析結果は随時、札幌市及び協議会において報告した上で、施設内に掲示すること。また、随時作成した分析結果を活用して、別途、年度単位の分析を行うこと。
- c 各業務のセルフモニタリング
- ・別紙1に記載した各業務の記録の作成等を行うこと。なお、業務の実施方法等と合わせて記録・測定等の方法を集約するなど、合理化を図ることもできる。 ただし、この場合にも、別紙1に記載した内容は含むこと。
- d 業務・財務検査項目の自己チェック
- ・半年に1回程度9月頃と3月頃に、札幌市が示すチェックリストを用いて、業務や財務に関する自己チェックを実施し、その結果を記録し、また、改善が必要な項目がある場合、その改善提案を含め札幌市に報告すること。なお、改善提案を行った項目については、札幌市への報告後1か月以内に再度確認し、札幌市に報告すること。
- e その他
- ・a、b、c、dに挙げたほか、各業務の要求水準に記載した項目について自ら実施 手法を提案し、札幌市の承認を得た上でセルフモニタリングを行うこと。
- (4) 利用者アンケート調査結果については、以下の項目毎の水準を目標とする。

#### <目標水準>

- ·総合満足度:80%
- ・接遇に関する満足度80%

#### <満足度の算出方法>

- ・総合満足度= (「とても満足」+「まあ満足」) / (回答総数-「普通」)
- ・接遇満足度=(「大変良かった」+「まあよかった」)/(回答総数-「普通」)

### ウ 事業等の報告

指定管理者は、以下の報告書類を協定で定めるところにより提出するほか、別紙1

に示す報告書類その他札幌市が要求する報告書類について、適宜提出する。

#### ◇要求水準

- (ア) 毎年度終了後に提出する報告書類
  - ・当該事業年度の管理運営業務等の実施状況報告書(モエレ沼公園野球場の利用状況、使用の承認等の状況、利用料金の収入状況、環境への配慮に係る取組状況等)
  - ・当該事業年度の管理に係る収支決算書
  - ・当該事業年度(又は当該事業年度中に終了する事業年度)の団体の経営状況を説明する書類(収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類、貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類)
- (イ) 毎月終了後に提出する報告書類
  - ・当該月の管理運営業務の実施状況報告書(モエレ沼公園野球場の利用状況、使 用の承認等の状況、利用料金の収入状況等)
- (ウ) 随時提出する報告書類
  - ・事故が発生した時の報告書(軽微なものを除く。)
- (エ) その他
  - ・モエレ沼公園野球場の利用申込一覧(利用日時、種目、内容、団体名等)を作成し、エクセル等のデータで管理すること。また、その内容の傾向等を分析すること。
- ・指定期間初年度においては、6月末までに、(ア)に挙げた団体の経営状況を説明 する書類(指定期間初年度の前事業年度分)を提出すること。

## エ 札幌市の検査・確認・要請に対する対応等

指定管理者は、施設の管理運営に関する札幌市の検査・確認・要請等に誠実に対応する。

なお、検査・確認等の結果、指定管理者の業務が協定書に定める管理運営業務の基準を満たしていないと判断した場合は、札幌市は、指定管理者が必要な改善措置を講ずるよう指示等を行うことがあるので留意すること。

#### ◇要求水準

- (ア) アに掲げた帳簿等、その他管理運営及び経理状況に関する帳簿類は常に整理し、 札幌市からこれらに関する報告や現地調査を求められた場合には、速やかに指示 に従い、誠実に対応すること。
- (4) 札幌市は、ウに掲げた報告書類等の検査、定期的又は随時の現地調査(給与・賃金等の支払状況及び口座残高の確認等の財務検査を含む。)、その他管理の基準、本仕様書等に基づき、指定管理者が業務を適切に実施しているかの検査、確認を行うので、指定管理者は、これらの検査等に協力すること。

#### 才 事業評価

指定管理者は、施設の利用状況、セルフモニタリングの結果等を踏まえ、札幌市が 定めるところにより、管理運営業務の自己評価を行い、毎年度事業報告書の提出にあ わせて札幌市に報告する。

#### ◇要求水準

- (ア) 評価は、統括責任者が中心となり、可能な限り利用者と直接接する職員の意見 等も反映させることのできる方法により行うこと。
- (イ) 札幌市は、指定管理者の自己評価をもとに、指定管理者の業務評価を行い、その結果に基づき必要な指示等を行うとともに、評価の結果を公表する。札幌市が公表した評価結果については、施設内に掲示すること。
- ※なお、札幌市は、必要なサービス水準の確保、その他施設の管理運営に関し必要があると認めたときは、利用者ニーズを把握するための調査を行う場合がある。

## 2 施設・設備等の維持管理に関する業務

## (1) 総括的事項

### ア 利用者等の安全確保、市民サービスの向上への配慮等

各業務の実施に当たっては、利用者等の安全確保を第一に優先するとともに、市民 サービスの向上について十分に配慮する。

また、法令等の遵守を徹底するとともに、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理する。

#### ◇要求水準

- (ア) 各業務に関して、モエレ沼公園野球場の利用者、歩行者、近隣住民、職員、その他業務に関連する者の安全が十分確保されること。
- (4) 各業務を実施する際に、利用者の施設利用の支障にならないよう配慮するとともに、利用者に対し業務の実施について十分に案内すること。
- (ウ) 必要な場合には、法令等に従い当該要件を満たす有資格者により作業が行われること。
- (エ) 拾得物の取扱いを適正に行うこと。
- (オ) 災害、救急に係る対応を適切に行うこと。

## イ 連絡体制の確保

各業務に関する連絡体制を確保する。

#### ◇要求水準

- (ア) 開場時間中については、各業務に関して必要な連絡先を利用者に対し十分に案内すること。また、各業務に応じて、利用者等、職員からの連絡が必要な場合には、常に最短の時間で連絡可能な状態が維持されていること。
- (4) 開場時間外について、利用者、地域住民等からの連絡等があった場合に、必要に 応じて職員に連絡される体制が確保されていること。

#### ウ 損害賠償保険の加入

管理業務の実施に当たり、指定管理者の故意又は過失により札幌市又は第三者に損害を与えた場合は、指定管理者が賠償責任を負うことになるため、指定管理者においては、次に掲げる内容を補償する損害賠償責任保険に加入する。

(ア)対象 : モエレ沼公園野球場における維持管理期間中の法律上の賠償責任

(4) 対人補償 : 1億円(1人5千万円)以上

(ウ) 対物補償 : 300 万円以上

(エ) 期間 : 指定管理者の指定期間

(オ) その他 : 被保険者を指定管理者(指定管理者から委託を受けた者を含む) 及び札幌市とし、交差責任担保特約を付ける。

### (2) 施設・設備等の維持に関する管理

清掃業務、警備業務、保守・点検業務等の詳細は、別紙2のとおりとする。

#### ア 清掃業務

施設の快適な環境を保つため、日常清掃、計画清掃及び廃棄物収集処理を行う。

日常清掃では、毎日、定期的に行う清掃(以下「定期清掃」という。)並びに施設利用者等からの連絡、要求に基づき行う清掃(以下「対応清掃」という。)を行う。

計画清掃では、日常清掃で行うことが困難な清掃を計画的に行う。

廃棄物収集処理では、施設運営に伴い排出されるゴミ、廃棄用紙、段ボール、資源物等を定期的に収集、処理する。

#### ◇要求水準

別紙2のとおり

#### イ 警備業務

施設の秩序を維持し、火災、盗難、破壊等のあらゆる事故の発生を警戒・防止する とともに、不審者及び不審物の早期発見排除並びに不法行為、火災等による被害の拡 大防止に努め、財産の保全と人身の安全を図り、もって円滑な管理運営を行う。この ため、指定管理者は、警備計画を作成し、当該計画に従い以下の業務を行う。

- 鍵の管理
- ・開場時の解錠及び閉場時の施錠
- ・出入管理
- ・施設の秩序維持
- ・機械警備システム等の管理
- ・その他下記要求水準を達成するために必要な事項

#### ◇要求水準

- (ア) 警備計画には、次の内容を含むこと。
  - ・警備員の配置及び配置毎の日常的な業務内容、スケジュール
  - ・鍵の管理方法
  - ・開場時の解錠及び閉場時の施錠の手順
  - 出入管理方法
  - ・施設の秩序維持に関する事項
  - ・機械警備システム等の管理方法
  - ・緊急時の対応手順
- (4) 警備業法、消防法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守すること。
- (ウ) モエレ沼公園野球場利用者に不快感・威圧感を与えないこと。
- (エ) 個別業務の標準は別紙3のとおりとする。

#### ウ 施設設備の維持管理及び保守点検

施設及び設備(以下「施設等」という。)の全般の機能を良好に維持するため、施設等の劣化を早期に発見し措置するため、日常点検、定期点検、その他必要な保守点検業務を実施する。

#### ◇要求水準

- (ア) 施設等が所要の性能を発揮する状態を維持すること。
- (イ) 点検の結果、設備の部品、消耗品等の交換が必要となる場合には、速やかに交換すること。
- (ウ) 施設等の劣化及び損傷を最小限に抑えるとともに、利用者等及び施設等の安全性 を確保すること。
- (エ) 施設等の性能維持を目的とした定期的な自主点検及び建築基準法、電気事業法、 その他の関係法令で定められた法定点検等を効率的かつ計画的に行うこと。
- (オ) 業務の対象となる施設等と各業務の標準は別紙4のとおりとする。

## エ 施設設備の運転管理

施設等の機能を十分に発揮するよう、最適な運転管理を行う。

#### ◇要求水準

- (ア) 日常的な運転状態の監視及び計器類の計測並びに運転管理データの蓄積及び分析を行うこと。
- (イ) 建築、電気、空調、給排水衛生設備等を一体的に管理し、環境保全及び効率的 な運営を考慮した施設全体の総合管理を行うこと。

#### 才 修繕

施設等の全般の機能を良好に維持管理するとともに、施設管理上のトラブルが原因で市民等の利用に支障が生じることのないよう、施設等全般について、破損、故障等が発生した場合又は短期間のうちに確実に破損、故障等が発生すると見込まれる場合(以下「破損、故障が発生した場合等」という。)は、速やかに修繕を行う。

#### ◇要求水準

- (ア) 利用者等から破損、故障等の発生について連絡を受けた場合においては、速やかに実際の状況を確認すること。
- (4)(ア)の場合も含め、破損、故障が発生した場合等には、応急処置、修繕費用・期間・原因の調査など、必要な初期対応を行うこと。また、当該対応の結果について、遅滞なく札幌市に報告すること。
- (ウ) 修繕を行うに当たり第三者に対する委託に係る契約を締結する際には、札幌市契約規則及び札幌市物品・役務契約等事務取扱要領(平成20年3月28日財政局理事決裁)第91条に準じて、軽微なもの、緊急を要する場合などを除き原則として複数の団体から見積等を徴すること。また、修繕等を行うに当たっては、緊急に実施する必要のある場合を除き、事前に札幌市の承認を得ること。なお、緊急に実施した修繕については、速やかにその概要を札幌市に報告すること。
- (エ) 施設等の劣化及び損傷を最小限に抑えるとともに、利用者等及び施設等の安全性を確保すること。

#### 力 備品管理

札幌市が備え付ける備品(事務機器を含む)は別表1のとおりとする。これらの備品は、市民等の利用に支障が生じないよう、常に保守点検、清掃等を行うとともに、不具合の生じた備品について修繕を行う。

#### ◇要求水準

- (ア) 備品は所要の性能を発揮する状態を維持すること。
- (4) 利用者等から備品に関する不具合の連絡を受けた場合は、速やかに状況を確認し、修理、説明、代用品の確保、原因の確認など、必要に応じた対応を行うこと。
- (ウ) 備品は指定期間が満了するまでに全件が対象となるよう計画を立て、その有無 及び状態を点検すること。

#### キ 駐車場管理

施設駐車場利用車両の監視、誘導等を適切に行い、利用者の円滑な活動を確保する。 なお、大会等の利用の場合は、主催者と協力して実施すること。

### ◇要求水準

- (ア) 駐車場利用者が安全、円滑に駐車できるよう必要な案内・誘導を行うこと。
- (イ) 駐車場入口付近や駐車場内での交通渋滞の未然防止、渋滞が発生した場合の速 やかな解消に努めること。
- (ウ) 場内での事故等が発生した場合には、利用者の案内、避難誘導、救護、警察・ 消防などの関係機関への通報等、事故に応じた初期対応を行うこと。また、速や かに札幌市に事故の状況、初期対応の結果その他必要な事項を速やかに報告し、 札幌市との協議の上必要な対応を取ること。

## ク 施設等の品質保持

モエレ沼公園野球場では、競技団体などの主催による大会等が開催されることから、 それらの利用に応じた施設等の品質を保持する。

#### ◇要求水準

- (ア) 大会等の規模に応じて必要となる施設状態を確保し、大会等の開催に支障が生じないようにすること。
- (4) 他の利用への影響が最小限となるよう、大会等の予定に十分留意して各業務を 計画的に実施すること。

## ケ 園地広場及び外構緑地の管理

園地広場及び敷地内の外構、緑地について、美観の保持、利用者の安全、防犯及び 近隣への配慮という観点から、点検、剪定、除草、病害虫防除、養生、冬囲い等適切 な維持管理を行う。

#### ◇要求水準

以下の状態を維持すること。

- ・風、降雪等による倒木が発生しないこと。
- ・植栽により防犯上の問題となるような死角が敷地内に生じないこと。
- ・下草の草丈は概ね15cm以内に留めること。
- ・落ち葉が、近隣に飛散しないこと。
- ・日常的に敷地の巡視点検、清掃(ごみ拾い等)を行い、敷地内の側溝、排水枡等 が落ち葉、ゴミ等で詰まらないこと。
- ・植え込み地等の除草を随時行うこと。
- ・植栽地における病害虫の発生状況の点検及び初期防除に留意すること。やむを得ず農薬を散布する場合は、国の通知に基づき、周囲への飛散により健康被害を及ぼすことのないように最大限配慮すること。(平成25年4月26日農林水産省

消費・安全局長及び環境省水・大気環境局長通知 住宅地等における農薬使用について)

- ・枯損植物、枯れ枝、支障枝は除去すること。
- ・各種サイン、案内板などの板面清掃を定期的に行うこと。
- ・風の強い日は、周辺への砂塵の飛散抑制対策として適宜散水すること。
- ・作業に伴う路面、縁石、樹木等の損傷が無いこと。

#### コー植物管理

植物の特性にあった年間作業計画を作成し、常に良好な状態を維持する。

また、各植栽地の管理に当たっては、来園者の利用と安全を確保しつつ、病害虫防除や施肥の実施、花木等は開花期や剪定時期に注意する等、最も適切な時期や方法を選び管理する。除草剤は必要最低限の使用とすること。

- (ア) 芝生・草地管理
  - a 芝刈り・草刈りは、それぞれの区域に応じ適宜行い、利用に支障のない状態に保 つこと。
  - b 施肥、目土、散水、エアレーション等の作業を必要に応じて行うこと。
  - c 花壇・プランター管理は、地拵えや球根、種、苗の植付け、潅水、花がら摘み、 施肥、病害虫防除と予防及び除草等を適宜行うこと。
- (4) 樹木管理
  - a 必要に応じ、整枝・剪定を行うこと。
  - b 枯れ枝、危険木については、常に観察を行い、危険がないように適宜処置すること。
  - c 支柱については、必要のないものは適宜撤去し、必要なものは補修すること。
  - d 施肥は、必要に応じ適宜行うこと。
  - e 防除作業は必要最小限に止め、利用者、散布者に影響のないように留意すること。
  - f 降雪に備え、低木、針葉樹等必要なものには適宜冬囲いを行うこと。
  - g 冬期間については、枝からの落雪により利用者に危害が及ばないように、適宜 雪落しを行うこと。

#### サ 敷地管理

敷地内において不法な占拠及び使用(境界侵入を含む。)が行われないよう境界標の 確認等を行い、常に良好な状態で管理する。

◇要求水準

境界標は常に確認できるよう保全し、滅失しないよう管理すること。

#### シ 除排雪

利用者の利便性確保のため、敷地内通路や駐車場などの適切な除排雪を行う。

## ◇要求水準

- (ア) 利用者の安全確保のため、適切な除排雪を行うこと。
- (4) 敷地内に一時的に雪を堆積させる場合は、雪解け水や風冷害など周辺住民への影響に配慮すること。

#### (3) 防災業務

地震、火災、風水害等の災害(以下「災害等」という。)及び事故による傷病等が発生し

た場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、札幌市と協議の上、防災計画を定めるとと もに、日ごろから訓練を行い、利用者、職員等の安全確保を図る。

#### ◇要求水準

- ア 災害等の緊急事態が発生した場合には、防災計画に基づき、被害が最小になるよう に迅速かつ最善の対応を取るとともに、被害の状況、その他必要な事項について、直 ちに札幌市に報告すること。
- イ 防災計画には、以下の内容を含むこと。
  - ・防災業務の実施方針
  - ・災害等が発生した場合の統括対応部署とその役割。その他の部署の役割分担と連絡 系統
  - ・災害等による被害を最小限に抑えるための防災訓練の内容及びその他日常からの対策
  - モエレ沼公園野球場における事故による傷病等の想定項目
  - ・事故による傷病等を未然に防ぐための方策
  - ・万一事故、災害等が発生した場合の対応方法(医療機関その他関係機関との連携を含む)
  - ・休場日の災害等への対応体制
- ウ 防災業務の実施に当たっては、次の内容に留意すること。
  - ・施設利用者の安全を最優先で確保すること。
  - ・職員の安全、近隣住民への対応や関係機関との連携協力に十分に配慮すること。
  - ・開場中に災害等が発生した場合に、職員が必要な初動対応及び避難所としての対応、 連絡等を行える状況を維持すること。
  - ・閉場時に災害等が発生した場合に、必要な連絡体制及び損害、被害の確認、避難所 としての対応を行う体制を確立していること。
  - ・防災計画は、別途札幌市との避難所の運営に関する協定が締結された場合は、その 内容に応じて改定を行うこと。
- エ 利用者等の急な傷病に適切に対応できるよう、近隣の医療機関との連携体制や職員による応急救護体制を確立していること。
- オ 消防法(昭和23年法律第186号)第8条に規定される防火管理者ないし防災管理者の選任、消防計画の策定及びその実施を通じて、消防法及び関係法令に規定される防火管理又は防災管理を徹底すること。
- カ 施設に設置されている消火器について、使用期限を経過したもの及び消防設備点検 にて異常が認められたものは更新すること。
- キ AED(自動体外式除細動器)について、日常の点検とパット、バッテリー等の消耗 品を含め、必要な更新を行うこと。また、緊急時には迅速に対応できるよう、日頃から点検、操作訓練等を行うこと。なお、現在施設内に設置している AED については、 保証期間が終了していない場合に限り継続して使用することができるものとする。

### 3 事業の計画及び実施に関する業務

モエレ沼公園野球場の設置目的及び第一で掲げた目指す成果等を実現するための取組や

事業を企画・立案し、実施する。

#### ◇要求水準

- (1) モエレ沼公園野球場の利用者増・市民サービス向上につながる取組を、企画・立案し 実施すること。
  - ・利用者や競技団体のニーズにあわせた開放計画の作成
  - ・供用時間の延長や用具の貸出など市民サービス向上につながる取組の実施
- (2) 地域スポーツの活性化・裾野拡大に向け、幅広いニーズに合わせ、市民が参加できる 取組・事業や施設の特徴を生かした事業などを行うこと。

#### 4 施設の利用等に関する業務

施設の使用又は撮影(以下「使用等」という。)の申込みの受付、使用等の承認等、利用料金の収受その他施設の使用承認等に関する業務を行うとともに、利用の促進、利用率の向上に向けた取組を行う。

### (1) 受付カウンター業務

モエレ沼公園野球場の受付カウンターにおいて、施設利用についての案内、施設利用 及び物品貸与の申込受付、利用前後の鍵の受け渡し、苦情や問い合わせへの一次対応、 その他来場者への対応業務を行う。なお、施設の使用承認等に関する業務に関しては、 (2)のとおり実施すること。

## ◇要求水準

- ア 来場者に受付カウンターであることが容易に理解されるよう必要な表示や案内があること。
- イ 親切、明朗、公平に対応するなど、接遇について最大限留意すること。
- ウ 来場者の来場目的に沿い、最短経路での案内を行うこと。また、施設の利用に関する来場者の疑問点に即時に対応すること。
- エ 施設利用者(使用承認等の申込者を含む)に対しては、施設の利用方法や利用上の 留意点など必要かつ十分な案内が行われること。
- オ 来場者が受付カウンターに到着した後は速やかに要件を済ませられるよう配慮すること。

## (2) 使用等の承認等に関する業務

モエレ沼公園野球場の利用に関して、以下の業務等を行う。

- ・施設の使用等の申込の受付及び使用等の承認又は不承認
- ・施設の使用に当たって、特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとすると きの当該行為の承認又は不承認
- ・使用承認等の条件の変更、施設の使用の停止の命令又は使用承認等の取消し
- 利用料金の収受事務
- ・利用料金の減額若しくは免除又は還付に関する事務
- ・入場の制限その他施設の秩序維持
- ・札幌市公共施設予約情報システムに関する事務

#### ◇要求水準

ア 平等利用を確保すること。

- イ 使用等の承認、不承認は、都市公園条例に基づき行うこと。
- エ 施設が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずること。 (第3-2-(8)-r参照)
- オ 映画等の撮影については、市民利用等に特段の支障が無い限り、積極的に受け入れること。
- カ 撮影対応担当者を配置し、撮影の申込受付、撮影の承認又は不承認の決定に係る 事務や、撮影の際の立ち合いを行うこと。
- キ 映画等の撮影の申込受付に当たっては、申請書のFAX、電子メール等の簡便な 方法による受付も可能とするよう努めること。

## 5 管理運営業務に付随する業務

上記管理運営業務に付随する業務を行う。

## (1) 広報業務

指定管理者は、施設のPRや情報提供のため、札幌市と連携しながら、各種案内等の作成・配布、ホームページの開設・更新を行う。

#### ◇要求水準

- ア 各種案内等は利用者が入手しやすい場所に設置し配布すること。
- イ 各種案内等には、モエレ沼公園野球場の利用案内や実施事業の案内等のほか、必要 に応じて札幌市の施策に関する情報を掲載すること。
- ウ ホームページには、問い合わせ先(電子メールアドレス及び電話番号)を掲載すること。
- エ 指定管理者がホームページのアクセス件数を把握できる環境とすること。
- オ ホームページは、利用者の立場になって、ウェブアクセシビリティ及びユーザビリティの考え方に基づいて作成・管理することとともに、総務省作成の「みんなの公共サイト運用ガイドライン<sup>※1</sup>」を参考に以下の取組を実施すること。
  - ・日本産業規格 JIS X 8341-3:2016<sup>\*2</sup> の適合レベル AA に準拠<sup>\*3</sup> することとし、1 年に1回試験の実施と公開を行うこと。
  - ・ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開(上記 JIS に基づく試験実施後などに、 必要に応じて適時改定すること)。
  - ・1年に1回「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表※1」を公開すること。
- カ ホームページの作成に当たっては、「札幌市公式ホームページガイドライン」を遵守すること。また、ホームページ全体を常時 SSL 対応すること。
  - ※ 1 総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/joho\_tsusin/b\_free/guideline.html) より入手可能。
  - ※2 JIS 規格の改定が行われた場合は、最新の規格に対応すること。
  - ※3「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン 2016 年3 月版 (http://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/201603/)」で定められた表記による。

## (2) 公務視察対応

札幌市が窓口となって行う公務視察については、施設案内、概要説明等は指定管理者において対応すること。

### ◇要求水準

視察希望者の要望に応じて、資料の準備、会場の確保等の対応をすること。

### (3) 引継ぎ業務

指定管理者は、指定期間の満了の日までに、必要な事項を記載した業務引継書等を作成し、新たな指定管理者との間で、速やかに業務引継ぎを行うこと。また、新旧指定管理者は、業務引継の完了を示す書面を取り交わし、その写しを札幌市に提出する。 ◇要求水準

ア 引継ぎは、モエレ沼公園野球場利用者の利便性を損なわないよう、新指定管理者及、 本市と協力して行うこと。

イ 引継ぎには、別途札幌市との協議により定める内容を含めること。

### (4) その他モエレ沼公園野球場の管理業務に付随する一切の業務

### 第5 その他

## 1 自主事業の実施について

指定管理者は、上記の範囲外で、札幌市の承認を得たうえで、モエレ沼公園野球場の備品及び施設等を使用して自主事業を行うことができる。この場合は以下の事項について留意すること。

## (1) 一般的事項

指定管理者が自らの提案に基づき自主事業を実施する場合は、モエレ沼公園野球場の 設置目的を踏まえて計画すること。また、一般の利用を妨げないよう配慮するとともに、 参加者から参加料の類を徴収する場合は、利用しやすいような料金を設定すること。

#### (2) 承認要件

以下の全てに該当すること。

- ア 第1で記載したモエレ沼公園野球場の設置目的等及び第4で記載した要求水準の達成に寄与すること。
- イ 指定管理者の自己資金により実施するものであること(指定管理費及び利用料金収入の流用は原則として認めない。ただし、指定管理者の経営努力による利益と認められる分については、個別に判断するので相談すること)。
- ウ 収支見込や事業の運営形態において、第4に示す各業務に支障をもたらさないと認められること。
- エ 事業実施後は指定管理者による施設の原状復帰が可能なこと。
- オ 第三者に損害を与えた場合の損害賠償など、当該事業の実施に伴う一切の責任を指 定管理者が負うものであること。
- カ 施設運営上の継続性に影響を与えないこと。

キ 下記(6)に示す目的外使用許可が必要な場合、当該許可を受けたものであること。 ※施設の管理運営とは関わりのない指定管理者固有の事業等のPR、関連イベント、 その他指定管理者固有の事情によると認められる事業等は承認しない。

### (3) 自主事業に関する経理

自主事業の収支については、本業務に係る収支と区分して経理すること。複数の自主 事業を行う場合は、さらに、事業毎の経理とすること。

なお、この場合、費用については、本業務にかかる経費と自主事業にかかる経費を明確に区分できるもの(例:自主事業のみに要する備品費等)はそれぞれ当該事業の費用とし、明確に区分できない費用のうち人件費、団体の一般管理費については本業務及び自主事業の規模等に応じて適切に配分して経理すること。

ただし、本業務において当然に発生する備品費、修繕費等の費用については、収支報告書において経理方法を注記することを前提として、費用を配分しないこととして差し支えない。

### (4) 自主事業に係る専用利用料金について

指定管理者が自主事業としてモエレ沼公園野球場を専用利用する場合の利用料金については、当該自主事業の実施に対する札幌市の承認により、免除されたものと取扱うこととし、経費として計上する必要はない。

※札幌市体育施設使用料減免要綱及び「2.基準」に定める「その他市長が特に必要と 認めた場合」に該当。

#### (5) 承認の取消について

自主事業の実施期間中、事業の実際の状況等から承認要件のいずれかを欠くと認められる場合(承認すべきではない事業と認められた場合を含む。)には、承認を取り消す。なお、承認の取消により生じた指定管理者又は第三者の損害について札幌市は責任を負わないので、指定管理者は、自主事業の実施に伴い第三者との取引等を行う場合、当該第三者にその旨を十分説明するとともに、原則として当該第三者が了解したことを書面により確認すること。

## (6) 目的外使用許可について

設置目的の範囲を超える自主事業の場合には、札幌市公有財産規則等に基づき、行政 財産の目的外使用となることから、札幌市に対し、別途使用許可申請を行う必要がある。 特に飲食・物販等の事業を行うために必要な施設の設置は行政財産の目的外使用許可 となることから、札幌市に対し、別途使用許可申請を行うとともに、札幌市の定める使 用料を支払うこと。

#### 2 改修工事・大規模修繕について

指定期間中、札幌市が行う改修工事や大規模修繕のため施設の休場を要する場合がある。 改修・修繕計画については札幌市の財政状況等により規模や時期が変動するため、別途そ の都度札幌市より協議を申し入れることとするので、協力すること。

#### 3 その他

- (1) 本仕様書のほか、モエレ沼公園野球場の特徴的な留意事項などについては、特記仕様書を参考にすること。
- (2) 指定期間中、札幌市の施策として大規模なスポーツ大会等を開催し、又は受け入れる場合がある。施設の使用等各種の調整については、別途札幌市より協議を申し入れるので協力すること。
- (3) 職員は、管理運営業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、スポーツ局スポーツ部と協議の上、業務を遂行すること。

## 札幌市モエレ沼公園野球場管理運営業務 業務毎の届出・記録・報告事項一覧

- ・項目欄の記号は、「第4業務の内容と要求水準」の各項目に対応している。
- ・業務の全体に関する報告書類については、仕様書「第4-1-(10)-ウ」によること。
- ・「概要等」欄の記載事項は、各記録・報告事項に含まれる必要のある内容を示す。指定管理者がその他 の内容を含んでも差し支えない。
- ・区分欄の「届出」は届出の必要があるもの、「報告」は毎月、毎年の業務終了後に報告・提出するもの、「記録」については、適宜記録し、札幌市が求める場合には閲覧できるよう、保管・整備されている必要があるものを示す。なお、届出、報告の時期等については備考欄を参照すること。
- ・記録の作成については、業務実施方法と併せて合理化・集約等しても差し支えない。ただし、概要欄に記載する内容は必ず記録されること。
- ・これらのほか、業務内容に応じて関係条例等に基づく届出が必要な場合があるので留意すること。
- ・なお、届出、報告された文書等については、札幌市情報公開条例に従い公開されることがある。

項目	事項	概要等	届出	区分 報告	記録	備考
1 統	括管理業務					
(1) 管	理運営業務の基本	方針				
	基本方針		0			変更前に届出
(2) 平	等利用の確保					
	平等利用確保の 方針		0			変更前に届出
	平等利用確保に 向けた取組項目 の実施記録	各取組項目の実施状況			0	
(3) 地	!球温暖化対策及び	環境配慮の推進				
	省エネルギーに 係る業務計画		0			業務開始時に提出 変更した場合、速やかに届 出ること。
ケ	エネルギー等使 用実績集計・管 理票	札幌市環境マネジメントシステム運 用マニュアル 様式 2		0		毎年5月31日までに報告
	温室効果ガス集計表	札幌市環境マネジメントシステム運 用マニュアル 様式4		0		毎年5月31日までに報告
(4) 管理運営組織の確立						
	統括責任者		0			業務開始時
ア	組織図	業務分担、指揮命令系統、緊急時の 連絡系統、その他が一覧できるもの	0			変更する場合変更前に届出
イ	職員採用·配置 計画	組織に応じた職員の採用、配置計画	0			採用方法、採用時期、職種、 必要な資格等について区分 変更する場合、変更前に届 出

項目	事項	概要等		区分		備考
- タロ	<b>学</b> 模		届出	報告	記録	VIET 273
イ	勤務記録	職員毎の勤務日、勤務時間、休暇日、 賃金、その他職員の勤務状況の記録			0	職員の所属部署毎に記録
'	勤務記録一覧	職員毎の勤務日数、休暇取得数の一 覧			0	月毎、部署毎に集計して作 成
ウ	研修計画		0			業務開始時 変更する場合、変更前に届 出
	研修等の実施履 歴	研修の実施日、内容、参加人数、講 師等、その他必要な事項			0	
工	労働関係法令に 関する届出状況	法令上必要な届出の一覧とこれが完了した(又は既に完了している) 旨の報告		0		業務開始時及びその後に届 出を行った場合に文書によ り報告
(5) 管	理水準の維持向上	に向けた取組				
	業務の見直し履 歴	業務の見直し方法に基づき行った見 直しの経過、結果			0	
(6) 第	三者に対する委託	業務等の管理	_	•		
ア	第三者に対する 委託業務一覧表	第三者に対する委託業務の業務名、 発注日、契約日、受託事業者名、契 約額、見積書を徴収した事業者名と 各見積額、履行完了日、指定管理者 側の担当責任者、その他特記事項等		0		毎年度終了後に報告
1	第三者に対する 委託業務履歴	第三者に対する委託業務の指揮命令 系統、指定管理者が行った指導、指 示、検査、確認等の日時、内容、受 託者から提出された報告、その他の 管理監督の履歴			0	見積書、契約書、その他第 三者に対する委託業務契約 に関連する文書と併せて整 備・保存すること
ウ	協定に関連する 契約の相手方が 暴力団員又は表 力団関係者であ ると判明した場 合の報告、記録	協定に関連する契約の相手方が暴力 団員又は暴力団関係者であると判明 した場合の対応等		0	0	直ちに札幌市に報告し、その指示に従って、必要な措置を講ずることまた、その対応記録を作成すること
(7) 木L	幌市及び関係機関	との連絡調整等				
r	協議会の記録	協議会の結果概要(日時、場所、議題、 参加者、協議結果、その他)		0		協議会終了後3週間以内に 報告すること。 また、報告後は施設におい て閲覧できるようにするこ と。
イ	関係機関一覧表	関係機関の一覧	0			業務開始後4週間以内 少なくとも毎年度一回見直 し、変更の場合速やかに届 出ること
	関係機関との連 絡調整記録	連絡調整の相手、日時、概要等			0	事業日誌に記載

項目	車項	事項 概要等 -		区分		備考
			届出	報告	記録	V用 <i>つ</i>
(8)	<b>財務</b>					
	予算実行計画書	札幌市に提出した収支計画及び事業 計画に対応する月毎かつ事業毎の経 費の支出予定	0			毎年度の管理運営業務開始まで
ア	資金計画書	札幌市からの指定管理費、利用料金 収入、その他本業務に充当する資金 の月毎の調達計画を記載	0			毎年度の管理運営業務開始 まで(予算実行計画書と対 応させること)
	資金管理の点検 記録	指定管理者の定める方法に従い記録			0	監査報告等によることも可
イ	現金取扱規定		0			業務開始時 変更する場合、変更前に届 出
(9)	<b>苦情対応</b>					
	苦情への対応手続		0			業務開始時 変更する場合、変更前に届 出
	苦情記録	受付日時、申立者の氏名及び連絡先 (可能な場合)、申立の方法、受付者 及び所属部署、苦情等の対象部署、 苦情の内容、対応の経緯と結果、苦 情等の内容に応じた分類、分析		0	0	分類は、指定管理者におい て適宜設定して差し支えな い。
(10)	記録・モニタリング	ブ・報告・評価				
1	<ul><li>業務、財務の セルフチェック</li><li>改善計画書の 提出</li></ul>	・業務及び財務のセルフチェックの 実施とその記録作成及び結果報告。 ・セルフチェックの結果、改善が必 要な項目について、改善計画書を提 出。	0	0	0	改善計画書を提出した項目 については、一定期間後に 再度セルフチェックを行い その結果についても報告す ること
2 施	設・設備等の維持管	管理に関する業務				
(2)	施設、設備等の維持	に関する管理				
r	清掃日報	・定期清掃:毎日の業務における清掃の従事者、清掃実施時間及び回数、特記事項 ・対応清掃:施設利用者等からの連絡又は要求の受付者(部署)、日時、要求の場所及び内容等、対応時間及び結果 ・廃棄物収集処理:作業の概要等			0	第三者に対する委託により 実施した場合、受託者作成 の報告に加え、必要な事項 を記録(第三者に対する委 託業務履歴と併せて保管) すること 産業廃棄物を処理する場 合、関係法令に基づき、必 要な記録が行われるととも に作成された帳票が保存さ れること
	計画清掃の計画		0			業務開始時。変更する場合、 変更前に届出
	計画清掃記録	計画清掃を実施した日時、作業内容、作業への従事者、作業の結果に関する特記事項等			0	第三者に対する委託により 実施した場合、受託者作成 の報告に加え、必要な事項 を記録(第三者に対する委 託業務履歴と併せて保管) することも可

75 D	<b>東</b> 语	HIII ATT 1245		区分		/#. <del>*</del>
項目	事項	概要等	础	報告	記録	備考
	警備計画		0			業務開始時 変更する場合、変更前に提 出
7	警備日報	・毎日の業務における従事者、業務概要 ・毎日の事故、秩序を乱す行為等への対応状況(施設利用者等からの連絡又は要求があった場合はその受付者、対応の日時、場所、内容等、対応に要した時間) ・毎日の開場及び開錠時間、閉場及び施錠時間、施錠時間帯における出入記録、その他開場、閉場に関する特記事項			0	同上
ウ	保守点検業務記録	・保守点検設備等、実施者(受託者等)、実施日時、実施内容、実施結果(部品交換の内容も含む)、各保守点検業務に要した費用		0	0	第三者に対する委託により 実施した場合、受託者作成 の報告に加え、必要な事項 を記録(第三者に対する委 託業務履歴と併せて保管) することも可
エ	施設等の運転管 理データ				0	
	破損、故障等の 概略	・破損、故障等の連絡又は発見の日時、連絡(発見)者の氏名 ・実際の状況を確認した日時 ・破損、故障等の概略		0		報告は遅滞なく行うこと。
オ	修繕業務実施記録	・修繕の実施日、実施者(第三者に対する委託した場合は受託者名)及び実施内容、経費・使用した設計図、完成図等・原因その他特記事項 ※貸与する施設の図面に該当する部分がある場合にはこれらの図面に反映させること			0	第三者に対する委託により 実施した場合、受託者作成 の報告に加え、必要な事項 を記録(第三者に対する委 託業務履歴と併せて保管) することも可 使用した設計図、完成図等 については札幌市に提出
'n	備品の不具合への対応記録	<ul><li>・不具合の連絡又は発見の日時、連絡(発見)者の氏名</li><li>・実際の状況を確認した日時</li><li>・不具合等の概略と対応の結果</li></ul>			0	
	備品点検の記録	点検者、点検日時、点検対象、点検 結果(備品の有無、対応)		0	0	
ケ	園地広場及び外 構緑地管理日報	作業日時、作業者、作業の概要、そ の他特記事項			0	

項目	事項	概要等	区分			備考
7,1	<b>平久</b>	100 女 寸	届出	報告	記録	. — ни с
(3) 防	災業務					
	防災計画		0			
	防災訓練及び職 員への研修結果	訓練及び研修の実施日時、概要、参加者数及び参加者の概略		0	0	毎年度の報告に含めて報告
3 施記	<b>设の利用等に関する</b>	5業務				
(1) 受付	オカウンター業務					
	受付記録	・日時、対応件数(時間帯毎、要件分 類毎)		0	0	様式は札幌市と協議の上、 決定すること 必要に応じて札幌市に適宜 報告すること
(2) 使月	用承認等に関する業	養務				
工	施設が暴力団の 活動に利用され ないようにする ために必要な措 置を講じる場 の報告、記録	・同左		0	0	直ちに札幌市に報告し、その指示に従って必要な措置を講じる。また、その対応記録を作成すること

#### 1 日常清掃の要求水準

## (1) 定期清掃

- ア 施設の開場日において、敷地を含めた施設、備品、用具等について、毎日若 しくは週数日の定期清掃を行い、表1の状態が維持されること。
- イ 開場前には、利用者が日常的に使用する範囲の定期清掃業務が完了している こと。なお、清掃箇所については、以下「日常清掃実施想定箇所」を参考にす ること。
- ウ 清掃箇所及び清掃回数は、施設の機能、利用目的、利用頻度等に応じて適切 かつ効率的に設定すること。

#### <日常清掃実施想定箇所>

※呼称は異なることがあるので留意すること。

- ・施設概要に示す各室
- ・玄関、ロビー、風除室、廊下、階段、エレベーター、観覧席
- ・選手控室、シャワー室、審判員室、役員室、医務室、ダッグアウト、トイレ
- ・ 多目的室、貴賓室、役員室、放送室、カメラ室
- 事務室、会議室、職員控室、清掃員等控室、給湯室
- ·運営本部(※円山庭球場)
- · 塵芥庫、駐車場
- (2) 対応清掃
  - ア 施設の開場時間中、利用者その他からの連絡等に応じて、清掃を行うこと。
  - イ 利用者その他からの連絡を受けた場合、速やかに業務に着手すること。

#### (3) 共通

- アトイレの清掃時には、消耗品の交換を行うこと。
- イ 各々の清掃箇所に適した効果的な清掃を実施し、洗剤、剥離剤、樹脂ワックス等については、引火性、中毒性等の危険性に配慮がなされ、かつ清掃箇所の材質に適した品質良好なものを使用すること。
- ウ 揮発性有機化合物等を含むワックス、芳香剤・消臭剤等の薬剤や日用品は原 則として使用しないこと。

### 表 1

-		
要素	要求水準	備考(場所等)
床	・ゴミ、埃、綿ゴミ、紙くず、ガム等	全場内
	が無く、水やその他の液体がこぼれ	
	ていない状態であること。	
	・埃取りマットに、こびりついた埃、	
	土、シミ等が無いこと。	

	・備品等の移動に伴うキズ等がないこ	
	と。	
	・シミ、汚れ跡がないこと。	
	・カーペットは縮み、色落ちが無く、	
	均等な見栄えであること。	
	・研磨剤、その他のものが、通路や各	
	室内、それぞれの端や隅に残されて	
	いない状態を保つこと。	
	・研磨機による傷が付いておらず、全	
	体が同質の光沢であること。	
壁、天井	・埃、チリ、糸くず、落書き、クモの	全場内
	巣などが無い状態であること。	
	・ポスターの貼り付け、備品や機材の	
	設置等による跡がついていないこ	
	と。	
窓、ドア	・外部、内部のガラスの表面に拭き取	全場内
	り後の縞、汚れなどがない状態であ	
	ること。	
	・ドア枠や、レール等がきれいで、ゴ	
	ミが無く、チリ、砂、テープの跡や	
	シミなどが無い状態であること。	
環境	・各室、通路は、片付いていること。	全場内
	また、非常口、非常ドアの利用が妨	
	げられていないこと。	
	・不快な臭いがしないこと。	

## 2 計画清掃の要求水準

- ア 休場日に、表2に示す内容に従い清掃計画を立て、当該計画に基づいた清掃を行 うこと。
- イ 揮発性有機化合物等を含むワックス、芳香剤・消臭剤等の薬剤や日用品は原則 として使用しないこと。
- ウ 清掃計画については、事前に本市の承認を得ること。

## 表 2

要素	内容・水準	頻度	備考
○床	洗浄	年1回	
・タイルカーペット	洗浄、ワックス塗布	以上	
・石材	ワックス塗布		
・フローリング			
○照明	各設備の表面に埃、	年1回	取り外しによる
○換気扇	塵、カビ、油汚れが		洗浄等を基本と
○レンジフード	無いこと。		する
○空気清浄機			

## 3 廃棄物収集処理の要求水準

- ア 施設から発生する廃棄物排出の抑制に努めるとともに、廃棄物により、施設の利用環境、近隣住民の生活環境が悪化しないこと。
- イ 表3に示す内容に従い廃棄物を収集、保管・管理、処理すること。
- ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例 及び同条例施行規則、その他の関係法令を遵守すること。

## 表3

要素	水準	備考
•事業系一般	・紙くず、ビン、缶、ペットボトル、生ゴミ	個人情報保護
廃棄物	等の事業系一般廃棄物は、分別・収集し、	条例第 11 条
	所定のごみ集積場に運搬・集積し、札幌市	
	指定の方法により処理すること。	
	・収集したゴミを集積場所に保管する際に	
	は、分別整理、整頓がされていること。	
	・集積場所は、ゴミの散乱、悪臭の発生、ね	
	ずみや病害虫の発生が無いこと。	
・その他の産	・施設からその他の排産業廃棄物が排出され	
業廃棄物	る場合においても、関係法令に従い保管、	
	処理されること。	

#### 1 施設内の秩序維持

- ア 場内の巡視により以下の対応等を行うこと。
  - ・不審者の侵入、利用者への迷惑行為その他の不審な行動、不審物の放置など、施設の秩序をみだす行為等を未然に防止すること。また、当該行為等があった場合には適切な対応を行うこと。
  - ・放置物の除去等により避難誘導動線を確保すること。
  - ・各室の施錠を確認すること。
  - ・節電の観点から不要な電灯は消灯すること。
- イ 急病、事故、災害発生時、非常呼出、防災・防炎扉の非常作動、非常ブザーな ど各種警報装置の作動があった場合に、適切な対応をすること。
- ウ ア、イに関して、利用者、職員その他からの通報があった場合には、速やかに 現場に急行すること。

## 2 開場、閉場及び出入りの管理

- ア すべての出入口が開錠、施錠され、これらについて確認が行われていること。
- イ 開場及び開錠時間、閉場及び施錠時間について、利用者に必要な案内が行われていること。
- ウ 開錠、施錠時間については、札幌市との協議のもと、利用者の利便性には特に配 慮した対応をすること。

また、事業等の必要性に応じて、利用者及び職員の入出場が適切に確保されること。 施錠時間帯の入出場者、時間、その他について記録されること。

エ 鍵を複製又は廃棄する場合は、事前に札幌市の承認を得たうえで、適切に行うこと。また、鍵の紛失が防止される管理方法が明確化され、徹底されること。

## 維持管理及び保守点検の要求水準

## 1 業務の項目

保守点検業務においては、施設等の内容に応じて、関係法令及びメーカー基準等を参考に点検計画を作成し、札幌市と協議した上で実施すること。

- (1) 日常点検
  - ア 外観等の目視点検
  - イ 作動状況の点検
  - ウ 安全性の確認ほか
- (2) 定期点検
  - ア 法令上の点検、検査、調整及び分解整備
  - イ メーカー基準等を参考とした点検、検査、調整及び分解整備
- (3) 小規模な修理
  - ア 消耗品及び消耗部品の交換
  - イ 軽微な機器の調整
  - ウ 補修ほか
- (4) その他

指定管理者が必要に応じて保守契約等、適切に管理すること。

# モエレ沼公園野球場管理運営に関する特記仕様書

モエレ沼公園野球場指定管理者募集要項に定める管理物件について、「モエレ沼公園野球場管理運営業務仕様書」に定めるほか、本特記仕様書に留意のうえ管理運営等を行うこと。

- 1 施設の特徴、魅力を広く周知するため、供用開始前にオープニングイベントを実施すること。
- 2 高校野球の全道大会などの大規模な野球大会が多く行われており、軟式、硬式、高校野球などの各野球関係団体との協議、連携が不可欠であることから、関係者との調整を進めるなど、 施設の機能を最大限に活用した管理運営に努めること。
- 3 札幌市の他の硬式野球場(円山球場、麻生球場)と利用にかかる調整、協力して管理運営等を行うこと。
- 4 野球大会の利用調整の際は、モエレ沼公園内のイベントを考慮・調整のうえ実施すること。
- 5 冬期間は屋内練習場(ブルペン)を開放すること。また利用状況に応じ、除雪等を行い供用 できるようモエレ沼公園内の状況を整えること。